

【香港】“今の日本を伝える写真” SNS 投稿用コンテンツ募集

(応募締切：12月31日)

COVID-19 収束後に日本を最初の旅行先として選択してもらえるよう、JNTO 香港事務所では、現在も日本の魅力を発信するオンラインを中心とした情報発信・キャンペーンを継続しています。日本の大都市・地方を問わずリピーター率が高く、訪日旅行ができない現在でも日本への興味関心が高い香港の一般消費者に向けて、日本に旅行できない期間でも日本を身近に感じてもらい、COVID-19 収束後真っ先に訪問したい日本の魅力を提案する施策として、“今の日本”を紹介・共有する写真を募集致します。

いただいた写真は JNTO 香港事務所にて選定の上、香港事務所の運営する SNS にて“今の日本紹介”として公開します。ご検討・ご賛同いただける皆様は、以下の概要・留意事項等をご確認いただき、ぜひ香港事務所までご連絡ください。たくさんのご応募をお待ちしています！

<募集内容>

- 以下のいずれかのテーマに沿った「応募日より 2 週間以内に撮影した日本国内の風景・公共施設・観光施設等の写真画像」（動画も可）を募集します。
 - ① 紅葉、雪景色、花畑など、身の回りの観光地や市街地における季節の魅力を感じられる風景を撮影したもの
 - ② 水族館、動物園、看板猫などの、観光地や施設における動物の近況を伝えるもの
 - ③ その時期しか食べられない旬のグルメの状況
 - ④ ユニークな COVID-19 対策を行って営業している観光施設等の風景
- ご応募いただくコンテンツは、下記の条件を満たしたものに限りです。
 - ※ ご応募日より 2 週間以内に撮影した、日本国内の風景・観光施設等の写真または動画であること。
 - ※ 撮影日時・撮影場所が明確であること。
 - ※ 応募者ご自身が撮影したもの または 応募者ご自身の所属団体に権利帰属があるもの。

JNTO の SNS で半永久的に公開をされる前提で、商標権・著作権・肖像権等の問題がないことを予めご確認ください。

 - ※ 訪日旅行再開後、一般の訪日香港人が実際に訪れ、楽しむことができる場所、風景、体験であること。

参考：以下のような画像が好まれ、投稿への反応も高くなります。

日本でしか見られないユニークな風景、動物が風景に馴染んでいる様子、話題のアニメ・ゲーム・ドラマの関連スポット



https://facebook.com/story.php?story_fbid=3764741246871592&id=162124453799974

https://facebook.com/story.php?story_fbid=3402893603056360&id=162124453799974

https://facebook.com/story.php?story_fbid=3325309487481439&id=162124453799974

<https://instagram.com/p/CCGDDeDh7xA/>

<公開方法>

➤ JNTO 香港事務所にて選定の上、香港事務所の運営する SNS (Facebook・Instagram) にて“今の日本紹介”として公開します。

- Facebook : <https://www.facebook.com/visitjapanhk/> (フォロワー数 : 約 38 万)
- Instagram : <https://www.instagram.com/visitjapanhk/> (フォロワー数 : 約 5700)

<申込方法>

以下の URL より申込書をダウンロードの上、画像または動画とともに下記、香港事務所の問い合わせ先に、メールにてご応募ください。

https://www.jnto.go.jp/jpn/member_logins/members_service/content/files/2020/NF2/2020_HKG_application.doc

応募締切 : 12 月 31 日 (木)

掲載経費 : 無料

<注意事項>

- ・応募いただいた写真は、香港市場ニーズとの親和性、全体の情報バランス等を勘案のうえ、JNTO にて選択させていただきます。お申込みいただいても掲載が叶わない場合がございますことを、予めご承知のうえお申込みください。
- ・Facebook 又は Instagram での投稿タイミングは JNTO 香港事務所にて検討、判断して決定させていただきます。
- ・掲載言語は、繁体字のみとなります。
- ・ご提供いただくコンテンツおよび提供方法等に起因するトラブルに関し、JNTO は一切責任を負わないものとします。
- ・前項記載の PR 方法・内容については、JNTO および観光庁の判断に基づき、予告なしに変更することがあります。また提出いただく発信内容については JNTO が確認のうえ、変更・修正をお願いする場合があります。

<JNTO 担当部署・本内容に関するお問合せ>

JNTO 香港事務所 岩本・佐藤・小林

TEL : (852) 2968 5819

E-mail : info_hkg@jnto.go.jp

以上